

平成30年12月11日

学生各位

学務部留学生・国際交流課

## 平成31年度（2019年度）宇都宮大学協定校私費留学の募集について

このことについて、以下のとおり募集します。

### 1. 対象協定校及び授業料（目安）

派遣期間： 1学期以上1年以内

No.	大学名（所在国名）	留学開始時期	授業料(目安)
1	ノーザンブリティッシュコロンビア大学（カナダ）	2019年9月	約180カナダドル(約1万5千円)/credit hour
2	ノースダコタ大学（アメリカ）	2020年1月	1年あたり 約9,370米ドル（約105万円）
3	ヴィンセンス大学（アメリカ）	2019年8月	1学期あたり 約2,100米ドル（約24万円）
4	ヴィクトリア大学（オーストラリア）	2020年2月	1学期あたり 約7,000～9,000豪ドル（約58万円～74万円）
5	サラワク大学（マレーシア）	2019年9月	1学期あたり 約4,000リンギット（約11万円）

※上記の「留学開始時期」は、留学期間が1年間の場合の通常の留学開始時期です。それ以外の時期での留学開始を希望する場合は、事前に留学生・国際交流課にご相談ください。

※上記の「授業料」に加えて、寮費、各種手数料、学生登録料、施設利用料等が請求されます。

※実際の授業料は、上記の目安金額から予告無く変更される場合がありますので、ご了承ください。

※上記の協定校以外にも、私費留学の制度がある場合があります。取りまとめて募集は行いませんが、特定の希望留学先がある場合は、留学生・国際交流課まで相談してください。

### 2. 募集人数： 各校数名程度

※協定校により受入可能人数に上限が設けられることがあります。

### 3. 資格及び条件

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 申請から留学期間満了まで本学の正規課程に在学する者であること。ただし、渡航の時点で少なくとも1年以上本学に在学していなければならない。
- (2) 心身共に健康で、外国で長期に渡って生活する上で支障のない者であること。現在通院又は投

薬等の治療を受けている者は、かかりつけ医の了承を得、必要に応じて医師の診断書を提出しなければならない。

- (3) 成績優秀で人物等に優れており、指導教員が申請を承認する者であること。
- (4) 保証人（原則として父母など親族）から留学の内諾を得ており、保証人との連名による誓約書を速やかに提出できること。
- (5) 各協定校が定める入学条件を満たす者であること。ただし、語学要件については、学内選考申請の時点では要件を満たしていなくても申請可能とするが、留学開始時には要件を満たす見込みがあること。

No.	大学名（所在国名）	必要語学要件等
1	ノーザンブリティッシュコロンビア大学（カナダ）	出願時の語学要件は無いが、一定の英語能力（目安…TOEFL(iBT) 88(各要素 20 以上)／IELTS 6.5（各要素 6.0 以上）等）が必要。 （※留学生向けの語学研修制度無し）
2	ノースダコタ大学（アメリカ）	<b>【学部生】</b> IELTS：6.0 又は TOEFL(iBT)：71 <b>【大学院生】</b> IELTS：6.5 又は TOEFL(iBT)：76
3	ヴィンセンス大学	出願時の語学要件は無いが、正規課程の授業を履修するためには、TOEFL(iBT)71 又は IELTS6.0 以上が必要。また、上記に関わらず、留学生は入学時に現地での英語能力試験の受験が必須であり、その結果により、語学研修（ESL）受講の要否が決定される。
4	ヴィクトリア大学	<b>【学部生】</b> IELTS (Academic Module)：6.0（各要素 6.0 以上） TOEFL(iBT)：67 (Listening 12, Speaking 18, Reading 15, Writing 21) 等 <b>【大学院生】</b> IELTS (Academic Module)：6.5（各要素 6.0 以上） TOEFL(iBT)：79 (Listening 19, Speaking 19, Reading 18, Writing 22) 等
5	サラワク大学	全履修科目について、通算 GPA2.7 以上。 TOEFL (iBT)：80 又は IELTS：5.5

※上記語学要件を満たさない場合は、各協定校の定める語学研修等（追加料金あり）の受講が必須となる場合があります。

- (6) TOEFL、IELTS、TOEIC、英検等の語学能力試験の成績書を提出可能であること。
- (7) 本学の授業料を遅滞なく納めており、かつ、留学にかかる諸費用（授業料・渡航費・現地生活費・教材費等）を負担する十分な支弁能力があること。
- (8) 申請時までには” Learning +1” 「グローバル人材育成プログラム」受講登録を済ませていること。

#### 4. 申請方法

以下の書類3点を揃えて、提出期限までに留学生・国際交流課（学務棟2階）へ提出してください。

- (1) 平成31年度宇都宮大学協定校私費留学学内申請書（※指導(担任)教員の押印が必要)
- (2) 個別成績表のコピー
- (3) 語学能力を証明する書類（各種語学試験の合格通知のコピー）

#### 5. 提出期限

**平成31年1月18日（金）17時（期限厳守）**

#### 6. 派遣留学生の決定

- (1) 申請した学生は、各所属学部・研究科の承認を得た後、宇都宮大学の推薦の下、留学生・国際交流課を通して派遣先である各協定校に出願する。協定校から入学許可が下りた時点で正式な派遣留学生となる（※協定校から入学許可が下りなければ留学はできない）。
- (2) 所属学部・研究科の承認の可否の決定及び具体的な出願手続きに関する連絡は2月下旬～3月上旬を予定している。

#### 7. 授業料の額及び納入方法等

各協定校によって異なるが、必要額を事前にまとめて支払う場合が多いため、そのつもりで予め用意しておくこと。詳細は後日個別に通知する。

#### 8. 休学について

留学期間中、宇都宮大学を休学する場合は、修学支援課または学務部陽東分室において事前に所定の手続きを行うこと（※休学期間は在学期間に含まれないため、留年が確定します）。休学せずに留学することも可能だが、その場合は各協定校への授業料に加え、本学の授業料も納入すること。

#### 9. 単位互換について

単位互換を希望する場合には、留学前及び留学終了後に修学支援課又は学務部陽東分室において所定の手続きを行うこと。

#### 10. その他注意事項

- (1) 留学先では、宇都宮大学の学生として留学するという自覚と責任の下、行動すること。
- (2) 留学のために必要な諸手続き（パスポート・ビザ取得、予防接種等健康管理のための諸準備、海外留学保険への加入、現地情報収集等）については、自身の責任において行うこと。
- (3) 平成31年夏開催予定の渡航前危機管理オリエンテーションに必ず参加すること。
- (4) 留学が決定した場合、本学指定の海外留学保険に加入すること。留学先大学が指定する保険がある場合は、それら両方に加入すること。
- (5) 協定校私費留学も、各種派遣留学生向けの奨学金の対象になる。関心のある者は早めに留学生・国際交流課の窓口まで問い合わせること。

**【問い合わせ・書類提出先】**

宇都宮大学学務部留学生・国際交流課留学生係

TEL 028-649-8167